

○仙台市図書館条例

昭和三七年一〇月一三日

仙台市条例第二六号

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十条の規定に基づき、図書館を設置する。

(平二、三・全改)

(名称及び位置)

第二条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市民図書館	仙台市青葉区春日町二番一号
仙台市榴岡図書館	仙台市宮城野区榴岡四丁目一番八号
仙台市泉図書館	仙台市泉区泉中央一丁目八番地の六
仙台市宮城野図書館	仙台市宮城野区五輪二丁目十二番七十号
仙台市広瀬図書館	仙台市青葉区下愛子字観音堂五番地
仙台市若林図書館	仙台市若林区南小泉一丁目一番一号
仙台市太白図書館	仙台市太白区长町五丁目三番二号

(昭四五、一・昭五八、三・昭六三、二・昭六三、七・昭六三、一二・平二、三・平三、三・平五、三・平六、七・平一一、三・平一二、三・平二四、三・改正)

(指定管理者)

第三条 教育委員会は、図書館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に図書館の管理を行わせることができる。

(平一九、六・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 前条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 図書館の事業として教育委員会が図書館ごとに定める事業に関する業務
- 二 図書館の維持管理に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(平一九、六・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第五条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の定

めるところに従い、適正に図書館の管理を行わなければならない。

(平一九、六・追加)

(図書館協議会)

第六条 図書館法第十四条第一項の規定により、仙台市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、図書館法施行規則(昭和二十五年文部省令第二十七号)第十二条に規定する基準とする。

3 委員の定数は、十二人とする。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六三、二・平二、三・改正、平一九、六・旧第三条繰下、平二四、三・改正)

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平一一、三・旧第四条繰下、平一六、三・旧第五条繰上、平一九、六・旧第四条繰下)

附 則

この条例の施行期日は、市長が別に定める。

(昭和三七年一〇月規則第三七号で、昭和三七年一〇月二七日から施行)

附 則(昭四五、一・改正)抄

この条例は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則(昭五八、三・改正)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭五八年四月規則第三二号で、昭五八年四月三〇日から施行)

附 則(昭六三、二・改正)

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則(昭六三、七・改正)

この条例は、昭和六十三年七月四日から施行する。

附 則(昭六三、一二・改正)抄

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則(平二、三・改正)

この条例は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の改正規定(「仙台市宮城野通図書館」を「仙台市榴岡図書館」に改める部分を除く。)の施行期日は、市長が定める。

(平成二年六月規則第五六号で、「仙台市泉区市名坂字東裏五十二番地」を

「仙台市泉区七北田字二本柳百四番」に改める部分は平成二年七月一二日から、仙台市宮城野図書館の項を加える部分は平成二年七月一八日から施行)

附 則(平三、三・改正)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成三年六月規則第五一号で、平成三年七月七日から施行)

附 則(平五、三・改正)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成五年八月規則第六〇号で、平成五年九月二八日から施行)

附 則(平六、七・改正)

この条例は、平成六年七月十六日から施行する。

附 則(平一一、三・改正)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成一一年六月規則第六七号で、平成一一年九月一日から施行)

附 則(平一二、三・改正)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成一二年一二月規則第一二〇号で、平成一三年一月二六日から施行)

附 則(平一六、三・改正)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平一九、六・改正)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平二四、三・改正)

この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成二四年四月一日から施行する。